

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人一宮法人会（以下「本会」という。）の定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条第1項により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続き)

第4条 本会を退会しようとする会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 定款第10条に定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望した場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会の申込みに対しては、理事会における再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎にこの法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。
- 3 定款第 10 条に定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。